

令和2年5月7日

千葉市内の保育園等に児童が在籍する  
保護者の勤務先事業者の皆様

千葉市こども未来局  
こども未来部幼保運営課長

**新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための登園自粛要請を  
踏まえた従業員の勤務に関する配慮について（お願い）**

日頃より、本市保育行政にご理解ご協力いただき厚く御礼申し上げます。

令和2年5月4日付けで政府による「緊急事態宣言の期間延長」及び、同月5日付けで千葉県による「緊急事態措置に関する今後の対応について」が発出されました。

本市内の保育所等においては、これまでも新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた対応の徹底を図っているものの、保育という業務の性質上、いわゆる3密（密閉・密集・密接）の状態を完全に防ぐことは困難であることから、5月31日（日）までの間、登園自粛の協力について、改めてお願いすることといたしました。

登園自粛期間において、保育園等を利用されている保護者の皆様におかれましては、社会経済活動を支えるために必要不可欠なお仕事をされているなど、真に保育を必要とされていると認識しておりますが、可能な限り登園自粛にご協力いただけるよう、事業者の皆様におかれましては、従業員の在宅勤務や休暇取得等について、特段のご配慮をお願いいたします。

なお、本市におきましては、保育を必要とする児童に対して必要な保育が行えるよう、保育園等は「休園」ではなく「登園自粛」としております。自治体により「休園」と「登園自粛」の違いはありますが、できる限り児童の登園を抑制し、感染拡大の防止を図るという趣旨は変わらないことをご理解いただき、「休園」としている自治体と差を設けることのないよう、何卒ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。